

永平寺町附属機関整備に伴う関係規則等の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和5年12月14日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第46号

永平寺町附属機関整備に伴う関係規則等の一部を改正する規則

(永平寺町入札監視委員会規則の一部改正)

第1条 永平寺町入札監視委員会規則(平成18年永平寺町規則第41号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

永平寺町入札監視委員会運営規則

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例(令和元年永平寺町条例第13号)第2条に規定する永平寺町入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条第3号中「を行うこと。」を削る。

第3条から第5条までを次のように改める。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員の定数は5名とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第18条に定める選挙権を有する町民に町長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けているときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、委員長及び副委員長が定まっていないときは、町長が招集する。

2 会議は、原則3箇月に1回、非公開で開催する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 委員長は、町長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を

示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

4 委員長は、議長となる。

5 委員長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第7条及び第8条を次のように改める。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 委員長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

第10条を次のように改める。

(意見の具申又は勧告)

第10条 委員会は、第2条の事務に関し、報告の内容又は審査した対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、町長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

本則に次の3条を加える。

(守秘義務)

第11条 委員は、審査の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、永平寺町役場契約管財課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(永平寺町国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第2条 永平寺町国民健康保険条例施行規則(平成18年永平寺町規則第76号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 国民健康保険運営協議会(第2条―第8条)」を「第2章 削除」に改める。

第2章を次のように改める。

第2章 削除

第2条から第8条まで 削除

(永平寺町介護保険条例施行規則の一部改正)

第3条 永平寺町介護保険条例施行規則(平成18年永平寺町規則第78号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 介護認定審査会(第3条—第5条)」を「第2章 削除」に改める。  
第2章を次のように改める。

## 第2章 削除

### 第3条から第5条まで 削除

(永平寺町障害支援区分判定審査会運営規則の一部改正)

第4条 永平寺町障害支援区分判定審査会運営規則(平成18年永平寺町規則第115号)の一部を次のように改正する。

第1条中「永平寺町障害支援区分判定審査会に関する条例」を「永平寺町障害支援区分判定審査会条例」に改める。

第2条から第4条までを削り、第5条を第2条とし、第6条を第3条とする。

(永平寺町安全・安心まちづくり協議会規則の一部改正)

第5条 永平寺町安全・安心まちづくり協議会規則(平成18年永平寺町規則第122号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 永平寺町安全・安心まちづくり協議会運営規則

第1条中「永平寺町安心・安全まちづくり条例(平成18年永平寺町条例第18号)第4条第3項の規定に基づき、」を「永平寺町附属機関設置条例(令和元年永平寺町条例第13号)第2条に規定する」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 防犯意識の高揚及び啓発活動に関する事項
- (2) 町民等の自主的防犯活動の推進に関する事項
- (3) 町域における犯罪防止に配慮した環境整備に関する事項
- (4) 関係団体との連携及び情報交換に関する事項

(委員の構成)

第3条 協議会の委員の定数は25名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域の安全・安心まちづくり活動を行っている団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

第4条第1項中「3名」を「それぞれ1人」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 会長は町長をもって充て、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

第4条第4項を削り、同条第5項中「遂行」を「代理」に改め、同項を同条第4項とする。

第5条及び第6条を次のように改める。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 会長は、委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、第3条第1項に掲げる委員の数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則公開とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(意見の聴取及び資料提出等の要求)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員の過半数以上の同意を得た上で委員以外の者の出席を求めて意見等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第8条中「諮り」を「諮って」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「庶務は、」の次に「永平寺町役場」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(会議録)

第7条 会長は会議録を調製し、これを保存しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。